

鹿児島県地域医療構想調整会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を予約された方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙などはできません。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等はありません。(ただし、議長が認めた場合はその限りではありません。)
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、従わない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 オンライン開催する場合の特例

- (1) オンライン開催とする場合の傍聴は、原則としてWEB会議システムへ入室を認めることにより行います。この場合、傍聴者はWEB会議システムのカメラ、マイク、チャット機能等をオンにすることはできません。
- (2) オンライン開催する場合の定員はWEB会議システムにて閲覧可能な上限数とし、傍聴を希望する方は事務局が指定する日時までに、事務局の指定する方法で申し込むものとします。
- (3) 傍聴の受付方法は先着順とし、事務局は決定した傍聴者に対し、届け出られた電子メールアドレスにWEB会議システムへの入室に必要なURLを送信します。
- (4) 通信回線の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、県はその責めを負いません。